

平成26年5月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、うつ病・アルコール依存症(以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「既決受給期間」という。)について、労務不能であったとして傷病手当金を受給している。

2 請求人は、適応障害(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間A」という。)及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間B」といい、「本件請求期間A」と併せて、「本件請求期間」という。)について、同年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、いずれも労務不能であったとして傷病手当金の支給を請求した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間A及びBについて、いずれも、法定給付期間(1年6か月)を超えた請求であるためという理由により傷病手当金を支給しない旨の2個の処分(以下、併せて「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。と規定し、法定支給期間について法第99条第2項は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。と定めている。

2 本件の場合、前記第2の3記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人は、前回は、アルコール依存症によるアルコール大量摂取からくるうつ状態であり、今回は、アルコール依存症に関しては、定期的に通院し予防薬を処方されている為継続して断酒中であり、今回の傷病の適応障害とは、違う傷病であり、平成〇年〇月に復職する際、主治医からうつ状態は寛解していると診断されているなどと主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間における本件請求傷病は、既決受給期間における既決傷病と連続する同一傷病と認められるかどうかである。

3 同一傷病かどうかについて判断する。

請求人にかかる各健康保険傷病手当金支給請求書のa病院(以下「a病院」という。)・A医師(以下「A医師」という。)作成の平成〇年〇月〇日付「療養担当者が意見を記入するところ」欄によれば、本件請求期間Aについては、傷病名には本件請求傷病が掲げられた上で、療養の給付開始年月日(初診日)は、平成〇年〇月〇日、労務不能と認めた期間には本件請求期間Aが、診療実日数は4日、その期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等は、平成〇年〇月頃より、職場での人間関係などの悪化より、不眠、抑うつ、希死念慮などが出現し、同年〇月〇日からの自宅静養が必要と考えたとされ、当該期間中について労務不能と認められた医学的な

所見は、現時点での早急な就労により、症状の悪化が懸念されるとされ、本件請求期間Bについては、傷病名には本件請求傷病が掲げられた上で、療養給付開始年月日（初診日）は平成〇年〇月〇日、診療実日数は2日、労務不能と認めた期間は本件請求期間B、当該期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等は、本件請求期間Aと同一の記載がなされ、さらに、平成〇年〇月〇日より外来通院しながら自宅静養しているとされている。また、a病院作成の請求人に係る診療報酬明細書（医科入院外）（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までのもの）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とするアルコール依存症、不眠症、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする統合失調症、同年〇月〇日を診療開始日とするうつ病のために、既決受給期間終了月から本件請求期間開始月までの期間も、毎月欠かさずa病院を受診しており、その間、アルコール依存症に対する抗酒薬（ノックビン原末）、うつ病、統合失調症に対する抗精神病薬（リスパダール、ジェイゾロフト、ヒルナミン）、不眠症に対する睡眠薬（ベンザリン、アモバン）が継続して処方されていることが認められる。

以上のように、請求人は、既決受給期間終了後から本件請求期間開始までの間、既決傷病の治療のために、継続してa病院を受診しており、既決傷病のアルコール依存症、うつ病及び統合失調症に対する薬物療法を継続して受けていた。そうして、それら薬物療法の内容を経時的にみても、薬物の種類、投与量などの変更はされていないことから、既決傷病は、既決受給期間終了後も本件請求期間開始までの間、一度も寛解ないしは治癒することなく継続していたと認められ、本件請求期間Aも、それらの治療内容はそのまま継続されており、請求人に係る診療報酬明細書からは本件請求傷病名を見出すことはできず、また、本件請求傷病に係る新たな検査、診断、治療等が

実施された事実を見出すことはできない。

以上のような請求人の臨床経過から判断すると、本件請求期間において療養のため労務不能の原因となっている本件請求傷病は、既決受給期間から連続する既決傷病と同一傷病であると認めるのが相当である。

なお、医学的な治癒に至っていない場合でも、医療を行う必要がなくなって社会復帰している状態がある程度の期間継続しているときには、これを、いわゆる「社会的治癒」として、治癒と同様に扱うこととし、その後症状が顕著になった再発病時点を新たに初診日として取り扱うことができるとされているところ、本件においてこれをみると、請求人は、既決受給期間終了後も、既決傷病のために継続して定期的に通院し、予防的薬物療法の範疇を超える薬物療法等の治療を受けていたのであるから、既決受給期間終了後から本件請求期間開始日までのおよそ1年2か月間、仮に安定した就労等がなされていたとしても、当該1年2か月間を、いわゆる「社会的治癒」に相当する期間と認めることはできない。

なお、請求人は、審査請求時にA医師作成の平成〇年〇月〇日付診断書（以下「審査請求時提出診断書」という。）を提出し、本件請求傷病と既決傷病の連続性はない旨主張している。審査請求時提出診断書によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日より通院しているが、以前の診断名のうつ病は、平成〇年〇月の復職時に、一旦軽快したが、当院に通院していた理由は、アルコール依存症（平成〇年〇月より現在まで断酒を継続している）に対し、再飲酒防止のための診療を行う必要があったからであり、今回の適応障害は、以前の病状との連続性はないと臨床上で考えられるとしている。しかしながら、請求人が、平成〇年〇月の復職時に一旦症状が軽快したとされているが、同時期以降において、請求人のうつ病に対する治療薬物の種類も投与量も変化はなく、そ

の後も継続して受診していることが認められることから、同時期においてうつ病が一旦軽快あるいは寛解、治癒したとする根拠を見出すことはできない。また、請求人に係る診療報酬明細書から、本件請求期間において、請求人に新たに「適応障害」が生じ、新たな療養の必要性が生じたと認められる根拠も見出すことはできないし、診療内容もそれ以前の既決傷病に対する診療内容、薬物療法が継続して行われている。そうすると、請求人の上記主張によって、前記の判断が左右されることにはならない。

- 4 以上のように、本件請求傷病と既決傷病は同一傷病であり、既決支給期間終了後から本件請求期間開始日までの間には、いわゆる「社会的治癒」と認められる期間は存在しない。
- 5 よって、本件請求期間については、法定支給期間（1年6か月）を超えた請求として傷病手当金を支給しないとする原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。